

八千代町へ社宅や社員寮を整備する 事業者の方をサポートします！

最大

300万円

社宅・社員寮
整備支援事業

助成金 町内に社宅や社員寮を整備し、社員の方が入居した場合に、整備をした事業者
の概要 に対して最大300万円の助成金を交付します。

【対象となる方】

町内に社宅や社員寮を建設、または建設して賃貸借する個人または団体

【対象となる住宅】

以下のすべての要件を満たしている場合に対象となります。

- ① 町内に1つの事業者の従業員の居住を目的に建設する、または建設して賃貸借する住宅であること。
- ② 実際に従業員が入居し、住民登録すること。

【助成金額】

- 整備戸数に応じて、助成金を交付します。(50万円～300万円)
- 賃貸借する場合は、助成金額に1/2を乗じた金額を借主、貸主にそれぞれ交付します。
- 助成金の交付は、1建物につき1回限りとします。
- 保留地を購入して建設した場合は、購入面積に応じて2,000円/m²を上乗せします。
(上限100万円)

【申請方法】

入居する社員等が本町に住民登録した後、必要な書類をまちづくり推進課窓口へ提出してください。

【問い合わせ先】

八千代町役場 秘書公室 まちづくり推進課 地方創生係

〒300-3592 結城郡八千代町菅谷1170番地 TEL. 0296-48-1111

八千代町社宅・社員寮整備支援事業助成金交付手続の流れ

事業者の方が町内に社宅や社員寮を整備し、従業員が入居したときに、整備した戸数に応じて助成金を支給します。

※1 事業者の従業員の居住を目的に建設又は建設して賃貸借する住宅が対象です。

※対象住宅に入居する従業員が町に住民登録する必要があります。

※町の保留地を購入して整備した場合は、上乗せして交付します。

社宅・社員寮を建設または賃貸借をする。

従業員が入居し、住民登録をする。

○ 申請に必要な書類を、まちづくり推進課 地方創生係へ提出してください。

※入居する社員等が本町に住民登録した後に申請してください。

※賃貸借の場合は、借主、貸主ともに申請していただく必要があります。

【必要となる書類】

- ① 八千代町社宅・社員寮整備支援事業助成金交付申請書（様式第1号）
- ② 承諾書兼誓約書（様式第2号）
- ③ 助成対象社宅・社員寮入居者の雇用及び住民登録に関する調書（様式第3号）
- ④ 社宅・社員寮の平面図
- ⑤ 建築工事請負契約書等の写し等（所有の場合）、賃貸借契約書等（賃貸借の場合）

○ 町において、申請書類の審査および申請者の調査（納税状況等）を行います。

（八千代町社宅・社員寮整備支援事業助成金交付要綱に基づく）

○ 申請者に、八千代町社宅・社員寮整備支援事業助成金交付決定通知を送付します。

○ 交付決定通知を受けとった方は、14日以内に請求書を町へ提出してください。

○ 指定された口座に、助成金を振り込みます。